（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第六十九条　銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　信用協同組合等の主要な事業に関する次に掲げる事項

イ　［略］

ロ　直近の五事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項（⑬から⑰までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。）

［(1)～(14)　略］

(15)‖　信託勘定有価証券残高（⑯に掲げる事項を除く。）

(16)　信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第一条第四項第十七号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。）残高

(17)‖　［略］

ハ　［略］

［四～七　略］

２　［略］

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

第百十条の六十一　［略］

２　前項の規定にかかわらず、特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項に規定する特定関係法人をいう。以下この項において同じ。）の付与した信用格付については、準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

［一～五　略］

（届出事項）

第百十一条　法第七条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～五の二　略］

六　中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十四号まで（第十二号の二を除く。）に規定する事業（同法第九条の九第六項の規定により行う同法第九条の八第二項第六号から第十一号まで、第十三号から第二十二号まで及び第二十四号並びに第九条の九第六項第一号の二及び第一号の五に掲げる事業を含むものとし、金融庁長官が別に定めるものを除く。）の全部若しくは一部のみを行う施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において行う業務の内容の変更をした場合

六の二　外国において中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十四号まで（第十二号を除く。）に規定する事業（同法第九条の九第六項の規定により行う同法第九条の八第二項第六号から第十一号まで、第十三号から第二十二号まで及び第二十四号並びに第九条の九第六項第一号の三及び第一号の五に掲げる事業を含むものとし、金融庁長官が別に定めるものを除く。）の全部若しくは一部のみを行う施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において行う業務の内容の変更をしようとする場合

［六の三～八の三　略］

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第六十九条　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

イ　［同上］

ロ　直近の五事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項（⑬から⑯までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。）

［(1)～(14)　同上］

(15)‖　信託勘定有価証券残高

［加える。］

(16)‖　［同上］

ハ　［同上］

［四～七　同上］

２　［同上］

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

第百十条の六十一　［同上］

２　前項の規定にかかわらず、特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百十六条の三第二項に規定する特定関係法人をいう。以下この項において同じ。）の付与した信用格付については、準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

［一～五　同上］

（届出事項）

第百十一条　［同上］

［一～五の二　同上］

六　中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十三号までに規定する事業（同法第九条の九第六項の規定により行う同法第九条の八第二項第六号から第二十三号まで（第十二号の二を除く。）及び第九条の九第六項第一号の二に掲げる事業を含むものとし、金融庁長官が別に定めるものを除く。）の全部若しくは一部のみを行う施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において行う業務の内容の変更をした場合

六の二　外国において中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十三号までに規定する事業（同法第九条の九第六項の規定により行う同法第九条の八第二項第六号から第二十三号まで並びに第九条の九第六項第一号の二及び第一号の三に掲げる事業を含むものとし、金融庁長官が別に定めるものを除く。）の全部若しくは一部のみを行う施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において行う業務の内容の変更をしようとする場合

［六の三～八の三　同上］